

倉吉市商品等販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市商品等販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、市内の中小企業等が各種展示商談会に商品等を出展し、又はメディア等を介して商品等を紹介するときに要する費用を補助することにより、商品等の販路開拓を促進し、本市の中小企業等の販売力及び競争力を向上させ、もって本市の産業振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる補助事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる補助対象経費の額に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 補助金は、同一の補助事業者につき一会計年度1回を上限に交付する。

(交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(交付決定の時期)

第5条 補助金の交付の決定は、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1号の市長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金の増額

(2) 補助金の2割を超える減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行なわなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
他者又は自らが主催する展示商談会により、商品、製品（一次産品を含む。）又は技術（以下「商品等」という。）を展示し、又は紹介する事業	次の各号のいずれかに該当する者であつて、本市に主たる事業所又は工場を有し、かつ、市税を滞納していないもの	出展料、出展に係る備品等の賃借料、広告費、印刷製本費、消耗品費、案内状の発送費、商品等の搬送費、展示商談会又はメディア対応に従事する者（アルバイトの者を除く。）の交通費及び宿泊費（倉吉市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第32号）の規定による旅費の計算の例により計算した額を限度とする。）その他市長が必要と認める経費	3分の2	20万円
市外で実施するメディアを使用して広く商品等を紹介する事業（CM若しくはこれに類するもの、通販番組によるものを除く。）	(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条5項に規定する小規模企業者 (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体 (3) 中小企業基本法の基本理念にのっとり中小企業の振興を図ることを目的に設立された法人または任意団体			

備考

- この表において「展示商談会」とは、事業者間で取引に関する交渉、相談等を行うために開かれる催しであつて、一定の場所及び期間のうちにおおむね5以上の事業者が参加するものをいう。ただし、補助金以外の給付金の交付を受けて行われる事業に係るもの又は一般消費者への販売促進を主たる目的とするものを除く。
- この表において「メディア」とは、テレビ、ラジオ、新聞又は雑誌とする。
- この表において「技術」とは、生産の仕組みや技法に関する部品、材料、装置、ノウハウ等をいう。

様式第1号（第4条関係）

倉吉市商品等販路開拓支援事業 事業計画書

1 申請者

企業名又は団体名		代表者	
所在地	〒		
担当者		部署／役職	
電話番号		FAX番号	

2 申請者の概要

創業・開業日		資本金	円
従業員数			
業種			

3 事業の概要

展示商談会・メディアの概要	
名称	
開催場所・メディアの露出範囲	
開催日程	
主催者	
後援者等	
出展内容	
出展面積	
出展の目的	
出展商品等の名称及び展示内容	
出展商品等の開発又は販売の開始年月日	
PRポイント (商品等の説明、特徴等)	
その他	

出展経験	過去に出展したことが ・ある ① 独自で（ ）回出展 ② 商工団体、県で（ ）回出展 ・ない
------	---

4 必要添付書類

- (1) 展示会等の概要がわかるもの（出展要綱、パンフレット等）
- (2) 展示予定商品等の資料、パンフレット等
- (3) 会社概要のわかるもの
- (4) 市税を完納している証明書

様式第2号（第4条関係）

倉吉市商品等販路開拓支援事業収支予算書

企業名又は団体名：

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	摘要
市補助金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	摘要
計		

※摘要欄には、科目ごとの積算を明記すること。（別葉として添付可）

3 添付書類

(1) その他の事業に係る関係書類

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市商品等販路開拓支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度倉吉市商品等販路開拓支援事業補助金については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29条。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、同規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の補助事業は、倉吉市商品等販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成 年 月 日付倉吉市産業部長決裁、以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する事業とし、その内容は、年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額は、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 円
(2) 交付決定額 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定は、補助金交付申請記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合は、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、要綱第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあっては、変更後の交付決定額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

倉吉市商品等販路開拓支援事業 事業報告書

1 申請者

企業名又は団体名		代表者	
所在地			
担当者		部署／役職	
電話番号		FAX番号	

2 事業の実績概要

展示商談会名称			
開催場所			
開催日程			
主催者			
後援者等			
事業の成果			
小間来場者	人 ※メディアに関しては、発行部数、視聴者数、応募者数などを記載		
商談件数	相談件数	件	
	うち成立件数	件	
	交渉中件数	件	
出展の目的の達成度			
出展に関する課題等			
今後の取り組み			

倉吉市商品等販路開拓支援事業収支決算書

企業名又は団体名：

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	摘 要
市 補 助 金			
計			

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	摘 要
計			

※摘要欄には、科目ごとの積算を明記すること。（別葉として添付可）

3 添付書類

- (1) 支払に係る証憑書類等の写し
- (2) その他の事業に係る関係書類